

平成29年11月9日
神奈川県剣道連盟

神奈川県称号審査会・受審者講習会の開催について

1 剣道(称号審査)関係

- ・ 神奈川県称号審査会・受審者講習会の開催について
- ・ 称号 県審査受審要領
- ・ 剣道錬士・教士称号審査会 受審申告書 (県剣連会長宛)
- ・ 錬士 受審申請書(本人用) (全剣連提出用)
- ・ 錬士 受審申請書(本人用) 特例錬士用 //
- ・ 錬士 候補者推薦書 特例錬士用 //
- ・ 教士 受審申請書(本人用) (全剣連提出用)

申告書・申請書は
 ・支部事務局宛にメール配信します。
 ・県連HPからもダウンロードできます。

※ 特例錬士を受審される方は、資格等の事前審査を行いご本人に連絡いたします

2 日 程 締め切り日等

区分	開催日時	場 所	＜県剣連締切日＞
神奈川県称号審査会	2月11日(日・祝) 9:00～12:00	県立武道館	1月10日(水) 県連事務局必着
受審者講習会(座学)	2月11日(日・祝) 13:00～15:00	県立武道館	

＜全剣連＞ 教士 筆記試験	全剣連より要項が届き次第ご連絡いたします。
	試験方法については、全剣連月刊「剣窓」及び全剣連HPにも掲載

以上

平成29年11月9日
神奈川県剣道連盟

剣道・居合道・杖道 称号審査 受審者講習会 (座学) の開催について

掲記の件につきまして、全剣連の称号審査で当県よりの受審者が不合格となるケースがあり、剣道連盟では全員合格を目標に受審者全員(一部除く)に講習会出席を制度化しました。

従いまして <神奈川県剣道称号審査会受審者>は、講習会出席が必須(一部除く)となりますので、申し込みは不要です。

尚、受審予定者以外で講習会を受講されたい方、<居合道部><杖道部>で受講される方は、下記用紙でお申し込みの上、講習会当日会場で受講料をお支払い下さい。

記

- 開催日時 : 平成30年2月11日(日・祝) 13:00 ~ 15:00
- 開催場所 : 県立武道館 剣道場
- 担当講師 : 教士八段 田島東海男 先生
 - 錬士号 : 提出論文への取り組み方、まとめ方・・・等
 - 教士号 : 筆記試験の勉強法、試験問題の要点解説・・・等
- 受講料 : 1,000円 2月11日(日・祝) 講習会当日 会場にて納入して下さい。
- 申込締切 : 平成30年1月10日(水) 剣道連盟事務局必着の事

きりとり

神奈川県剣道連盟 事務局 宛 <FAX 045-321-6176>

受講者 : なし

受講者が居ない場合も必ず連絡して下さい

受講申し込み書	1		才	男・女
	2		才	男・女
	3		才	男・女
	4		才	男・女
	5		才	男・女

支部

担当者:

電話:

FAX:

受講料 1,000円/人 : 円

以上

神奈川県称号審査会(剣道：錬士・教士)受審要項

1. 県称号審査会 : 平成 30 年 2 月 11 日(日・祝) 9:00 集合(厳守) 県立武道館 剣道場
称号審査講習会 // 13:00 開始予定 // 剣道場
(受審者の人数により終了時間が変更になる場合もあります)
2. 受審申請資格 : 添付の「受審要項」を参照して下さい。
3. 申し込み締切 : **平成30年1月10日(水) 剣道連盟事務局必着** (受審料は所定の口座にお振込下さい)
4. 提出書類等

項	内容	以下の書類に自筆で記入し、所属支部剣連に申し込む	錬士		教士
			一般	特例者	
1	受審資格	県剣道錬士・教士称号審査会 受審申請要項を満たしている者	○	○	○
2	提出書類	剣道称号審査会 受審申告書……………県剣道連盟会長宛	○	○	○
		資格証明資料を添付……………会員証・受講証明等のコピー	○	○	○
		錬士受審申請書(本人用)……………段位様式第 5 号様式	○		
		特例 錬士受審申請書(本人用)……………段位様式第 9 号様式		○	
		特例 錬士候補推薦書……………段位様式第 10号様式		○	
		※ 特例 錬士申請者は、資格等の事前審査を行い受審の可否をご本人に連絡いたします。			
		錬士 提出小論文……………<称号審査講習会>受講後に作成提出 提出締切日:全剣連より要項が届き次第ご連絡いたします。	○	○	
	教士受審申請書(本人用)……………段位様式第 4 号様式			○	
	社会体育指導員認定者(中級・上級)……………認定書のコピー	○	○	○	
3	受審料	県審査会審査料……………受審申し込みの際各支部に納入	8,000円		12,000円
		全剣連審査料……………当日<県審査会合格者>は 会場係員に納入	7,000円		10,000円
4	装具等	剣道着・袴・剣道具・木刀(大・小) 持参して下さい	○	○	○

5. <全剣連> 教士号審査 : 教士号の筆記試験日 全剣連より要項が届き次第ご連絡いたします。
試験問題 : 全剣連 剣窓・HPにも掲載されます
6. 添付資料 : ① 神奈川県剣連資料 錬士・教士 称号審査申請資格・県称号審査受審要項
: ② 申請書類 県剣連提出用 ×1種類 ・ 全剣連提出用 ×4種類
※ 申請書類は必ず添付の用紙をコピーして申請して下さい。旧形式の書式やFAXで受信した用紙は使用出来ません。

以上

神奈川県称号審査会（剣道 錬士・教士）要項（一部改定）

*** 受審規程の実施期間は平成28年9月～平成30年2月 までとする。**

錬士号

受審資格

- ◎ 六段・七段受有者で 取得後 1年 を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
 - ① 日本剣道形 1回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
 - ② 審判法 1回 以上
 - ③ 指導法(合同稽古会) 1回 以上
 - ④ 審判経験 無し
- ◎ 五段受有者で、五段取得後 10年以上 経過し 年令 60才以上 の者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
- ◎ 六段・七段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は全剣連の<小論文提出>が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 打太刀・仕太刀 両方 を行う。
- ③ 講習会(座学: 全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について(当日開催)
社会体育指導員資格（中級・上級）認定者を除く全員出席のこと

教士号

受審資格

- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
 - ① 日本剣道形 1回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
 - ② 審判法 1回 以上
 - ③ 指導法(合同稽古会) 1回 以上
 - ④ 指導歴を提出 支部会長の承認が必要
- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
- ③ 講習会(座学: 全剣連の称号本審査に向けての 学科試験の取り組み方について(当日開催)
社会体育指導員資格（上級）認定者を除く全員出席のこと。

神奈川県剣道連盟
 平成13年 4月 1日改定
 平成16年 6月24日改定
 平成17年12月15日改定
 平成20年12月 4日改定
 平成23年12月 1日改定
 平成24年 4月 1日改定
 平成26年12月 1日改定
 平成28年 6月 9日改定

神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

*** 受審規程の実施期間は 平成28年9月～平成30年2月 までとする。**

<剣道 錬士・教士 審査受審規程>

＜神奈川県剣道連盟 審査規程＞						＜全剣連＞
称号	受審資格	受審日以前〔2年間〕に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数を受講印のある者 (錬士・教士 共通)				審査規程
		日本剣道形 講習会	審判法 講習会	指導法 (合同稽古会)	審判経験 指導歴	
錬士	六段取得後 1年 を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	無し	論文提出
	<特例> 五段取得後10年 を経過 年令 60才以上の者	1 回以上	1 回以上	1 回以上		
	六段 取得後 1年 を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	<免 除>	1 回以上	1 回以上		論文提出 <免 除>
教士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入し 各支部会長の承認を受ける	学科試験
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 <免 除>	1 回以上	1 回以上		社会体育上級 <免 除>

<神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会>

区分	日本剣道形	審判法	講習会(座学)	
錬士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講	社会体育(中・上級)認定者 <免 除>
教士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う		社会体育(上級)認定者 <免 除>